

市第73号議案 横浜市下水道条例の一部改正

1 改正内容

政府による平成31年10月1日からの消費税率10%への引上げに伴い、下水道使用料の改定を行います。(第18条第1項、第2項、第3項)

下水道事業は企業会計として民間事業者と同様に、一事業者として消費税の申告・納付義務があり、消費税は最終消費者が負担するという基本原則を踏まえ、使用料改定に必要な条例改正案を提出します。

表1：新旧対照表

現行	改正案
<p>(下水道使用料)</p> <p>第18条 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間1月につき別表第1に定める額により算定した額に 1.08 を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。</p> <p>2 …当該汚水の排出量1立方メートルにつき、1,280円に 1.08 を乗じて…加算…</p> <p>3 前処理区域において…算定した額に 1.08 を乗じて…</p>	<p>(下水道使用料)</p> <p>第18条 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間1月につき別表第1に定める額により算定した額に 1.1 を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。</p> <p>2 …当該汚水の排出量1立方メートルにつき、1,280円に 1.1 を乗じて…加算…</p> <p>3 前処理区域において…算定した額に 1.1 を乗じて…</p>

表2：消費税転嫁の影響（2か月あたりの水道料金及び下水道使用料）

(単位：円)

使用水量		現行(8%)	改正案(10%)	負担増額
30m ³	上水	3,598	3,665	67
	下水	2,721	2,772	51
	合計	6,319	6,437	118

※一世帯当たりの平均人員 2.2人（平成29年10月1日横浜市人口統計）

2 施行期日

平成31年10月1日

裏面あり

【参考】経過措置による旧税率（8%）の適用について

消費税率改定の施行日（平成 31 年 10 月 1 日）前から継続して公共下水道を使用している利用者に係る下水道使用料について、施行日以後初めての検針に基づく下水道使用料確定日より、旧税率（8%）が適用される場合があります。

（例） 前回検針日が 8 月 20 日で、今回の検針日が 10 月 20 日の場合

